

2. デイサービスの見直しについて

デイサービスの見直しについては、先般（平成 26 年 7 月 28 日）の全国介護保険担当課長会議で大枠をお示ししたところであるが、検討状況を追加情報として提供するので、各自治体において準備作業の参考とされたい。

(1) 小規模な通所介護事業所の地域密着型サービス等への移行について（別紙資料 1）

- 小規模な通所介護事業所（利用定員 18 人以下の予定）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、今回の改正法では、地域密着型サービスに位置付けたところである。
- また、小規模な通所介護事業所の移行先として、通所介護（大規模型・通常規模型）事業所のサテライト事業所へ移行することや、小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所に移行する選択肢を設けることとしているが、現在、以下のとおり検討しているところである。
- なお、具体的な指定基準等に係る内容等については、今後予定されている介護給付費分科会でのご議論を踏まえながら検討することとしている。

① 地域密着型通所介護への移行

- 小規模な通所介護事業所が地域密着型サービス等へ移行する時期については、市町村の事務負担も考慮し、平成 28 年 4 月に施行することとし、更に市町村における運営基準等の条例制定についても施行から 1 年間の経過措置を設けているため、最も遅い場合には、平成 29 年 3 月 31 日施行で条例を制定することも可能としている。
- このため、平成 29 年 3 月 30 日までの間であって、市町村における運営基準等の条例を制定施行していない間については、厚生労働省令で定める基準を適用することとなる。
- 地域密着型通所介護に移行する際の事業所指定については、事業所の所在市町村の長から指定を受けたもの（施行日の前日において当該市町村以外の他の市町村の被保険者が利用していた場合には、当該他の市町村の長から指定を受けたもの）とみなすこととしているため、新たな指定の申請は不要である。また、地域密着型通所介護に位置づける際の判断基準となる利用定員については、事業所が改めて届出を行う場合を除き、現在届出がなされている利用定員で判断することとしており、事業所は特段の手続き等は不要である。
- 地域密着型通所介護への移行に当たっての市町村、都道府県において必要な事務

等は、以下のことが考えられるので参考にしながら準備を進めていただきたい。

【都道府県の事務】

- ・ 事業所説明会の実施（個別事業所の意向確認、質問等への対応）
- ・ 管内市町村に対する指定事務・監査指導事務説明会の実施
- ・ 市町村からの過去の指導事例等の照会対応
- ・ 事業者からのみなし指定辞退の申出の受付
- ・ みなし指定辞退の申出があった事業所や移行する事業所の取りまとめ
- ・ 事業所台帳システムの改修
- ・ 事業所台帳への登録
- ・ 国保連合会への事業所台帳の送付
- ・ 管内市町村への指定に係る必要書類、業務管理体制に係る届出に係る必要書類の事務引継ぎ

【市町村の事務】

- ・ 都道府県と連携しつつ、適宜事業所に対して改正の内容等の説明会の実施
- ・ 事業所数が多い市町村は、指定・指導事務の増加への人員体制の整備や事務の委託
- ・ 事業所からのみなし指定辞退の申出を受付
- ・ みなし指定辞退の申出があった事業所について、利用者が継続的にサービスを利用できるように調整
- ・ 都道府県から事業所情報の受け取り
- ・ 都道府県から必要書類、指導監査の方法や事業所に関する情報の引継ぎ
- ・ 事業所の指定について施行日において事業開始を希望する場合の指定手続きを定める
- ・ 事業所台帳システムの改修又は導入

- なお、医療介護総合確保推進法附則第 20 条ただし書きによるみなし指定を希望しない通所介護を行う事業者は、当該申出を行って、当該事業者が例えば他のサービスに移行する場合などは、利用者がサービスを利用できなくなる懸念があるため、当該利用者が他事業所等において継続的に同様のサービスを受けることができるよう、利用者やケアマネジメントを行う居宅介護支援事業所等と十分に調整する必要がある。
- また、市町村においても、当該申出があった場合には、利用者が継続的にサービスを受けることができるよう、事前に利用者や居宅介護支援事業所に周知するなど必要な措置を講じていただくようお願いする。

② 小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行

小規模な通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所へ移行するにあたっては、本来の小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所の人員配置基準の緩和、宿泊室を一定期間設けないことを認める経過措置（平成 29 年度末までの予定）を設けることを検討中である。

③ 通所介護（大規模型・通常規模型）のサテライト事業所への移行

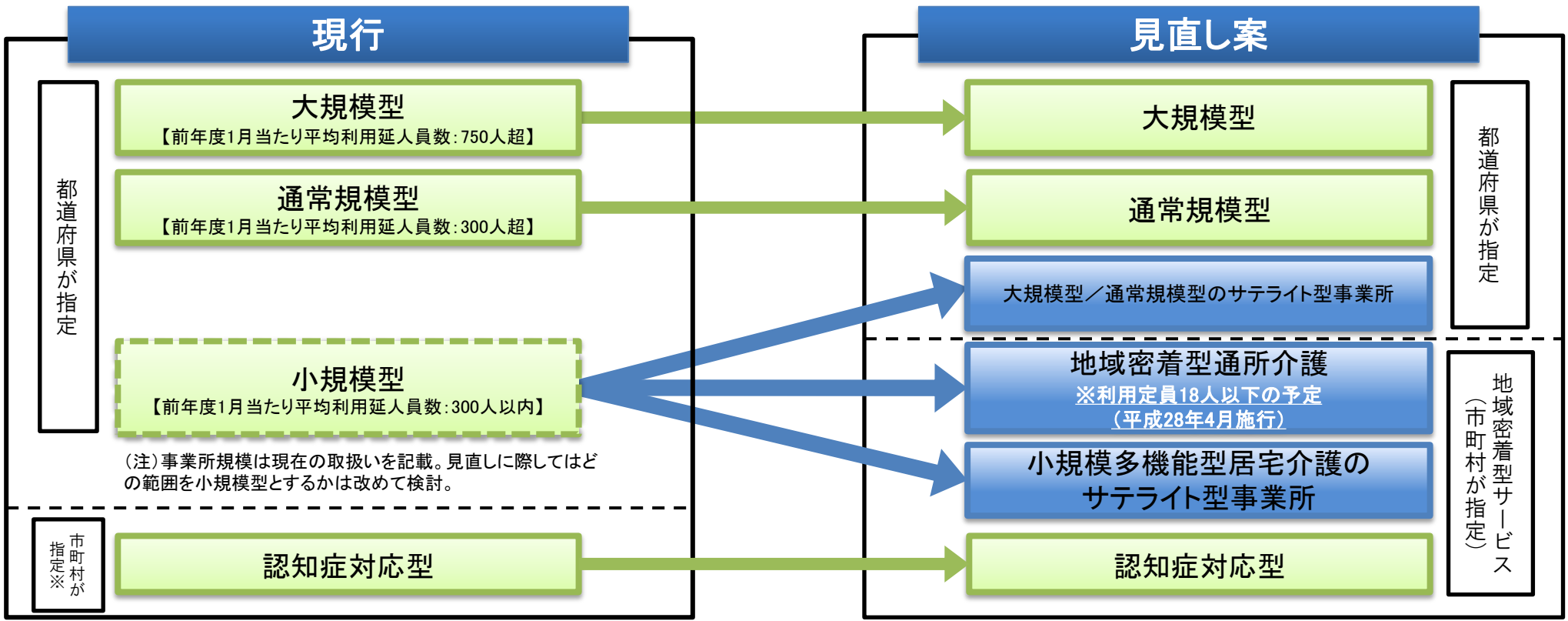
- 小規模な通所介護事業所が通所介護（大規模型・通常規模型）事業所のサテライト事業所へ移行するにあたっては、職員の勤務体制等が一元的に管理されているなど一定の要件を満たす場合、一体的なサービス提供の単位として出張所等を事業所に含めて指定が可能とされている現行の仕組みを活用し、本体事業所とサテライト事業所を別々に指定するのではなく、一体的なサービス提供の単位として指定することを検討している。
- このため、通所介護（大規模型・通常規模型）事業所のサテライト事業所への移行については、同一法人であることが必要である。

④ 権限移譲に伴う事務負担の軽減等について

- 小規模な通所介護事業所の多くが地域密着型通所介護に移行することが見込まれることを考慮し、市町村の事務負担を少しでも軽減するため、地域密着型サービス事業所の指定の際の市町村長による運営委員会の実施等関係者の意見反映のための措置を緩和し、努力義務とすることとしている。
- また、地域密着型通所介護の指定事務等を行うにあたっては、以下のように、事務委託や市町村事務受託法人を活用するなど、事務負担の軽減を図ることが可能であるので、必要に応じて活用を検討されたい。（別紙資料 2）
 - 事業所の指定申請等の受付・確認事務
指定申請、更新、変更に係る書類の受付・確認等に係る事務の委託の推進
 - 集団指導、実地指導
市町村事務受託法人の活用の推進、都道府県との役割分担
- 更に、地域密着型通所介護の運営推進会議の開催回数については、他の地域密着型サービスの運営推進会議における開催回数より緩和することを検討中である。

小規模通所介護の移行について

- 増加する小規模の通所介護の事業所について、①地域との連携や運営の透明性を確保するため市町村が指定・監督する**地域密着型サービスへの移行**、②経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、**通所介護(大規模型・通常規模型)や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所への移行**を検討。
- **地域密着型通所介護**は利用定員18人以下とすることを予定しており、平成28年4月施行予定。



(注)事業所規模は現在の取扱いを記載。見直しに際してはどの範囲を小規模型とするかは改めて検討。

※地域密着型サービス

※地域密着型サービスとした場合の市町村の事務等
 ○事業所の指定・監督
 ○事業所指定、基準・報酬設定を行う際、住民、関係者からの意見聴取
 ○運営推進会議への参加 等
 ※地域密着型サービスは、市町村の判断で公募により事業者を指定できる。

小規模な通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行に伴う指導等の市町村と都道府県の役割分担等について

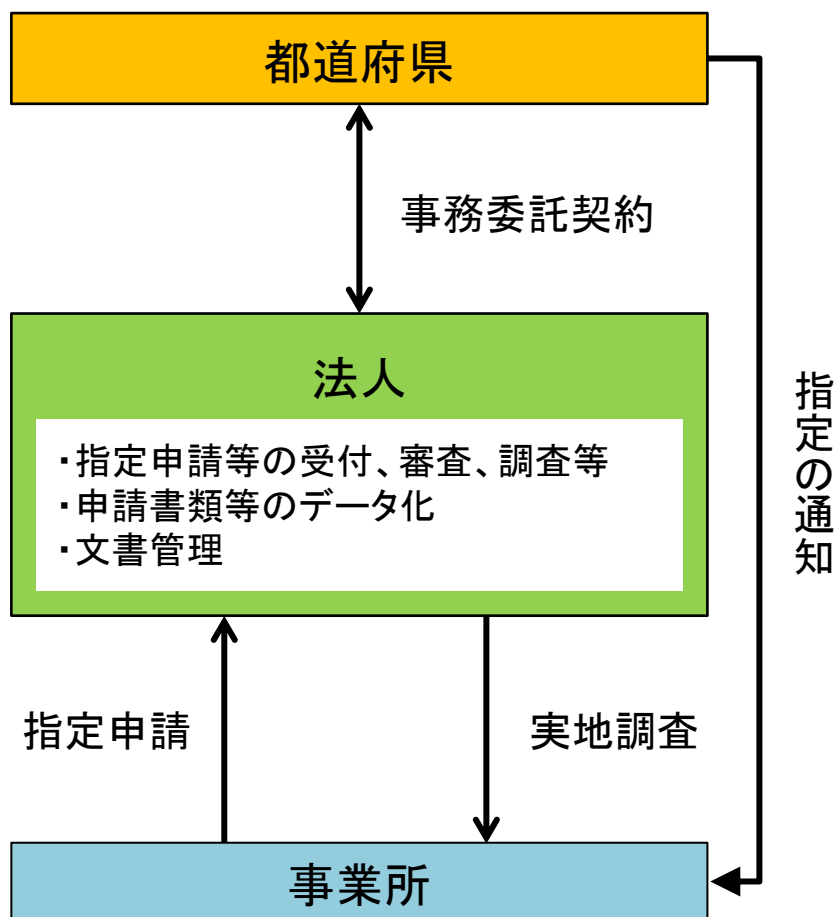
具体的な事務・権限の内容	役割分担		留意点
	市町村	都道府県	
【指定事務】 ・地域密着型サービス事業者の指定[法第78条の2]	申請窓口や書類の確認等の事務について、法人への委託を推進。		
【集団指導】 ・指定等の権限を持つサービス事業者等に対する講習等[法第23条及び法第24条]	○市町村は都道府県と連携して実施することも可能。 ○市町村事務受託法人への委託を推進。	○小規模以外の通所介護に係る集団指導は、都道府県が今後行うことから、市町村と連携して実施。 ○委託先の確保（市町村事務受託法人の指定）。	
【実地指導】 ・都道府県又は市町村が単独で実施（一般指導） ・厚生労働省及び都道府県又は市町村が合同で実施（合同指導）[法第23条及び法第24条]	○実地指導は市町村が実施するが、都道府県と連携して実施することも可能。 ○市町村事務受託法人への委託を推進。	○通所介護等の実地指導は、都道府県が現在行っていることから、都道府県は市町村の要請に応じ、協力して実地指導を実施することに配慮。 ○委託先の確保（市町村事務受託法人の指定）。	都道府県と連携して実地指導を行うとした場合は、市町村は指定書類を都道府県と共有。
【監査】 ・サービス事業者の事業所、事務所等の設備、帳簿書類等の検査（実地検査）[法第78条の7]	市町村が実施。	必要があると認めるときは、市町村からの報告を求め、助言を行う。 [法第197条]	
【勧告等】 ・勧告、命令等[法第78条の9] ・指定の取消等[法第78条の10]	市町村が実施。	必要があると認めるときは、市町村からの報告を求め、助言を行う。 [法第197条]	

(参考) 指定申請等の受付事務、実地調査の委託例

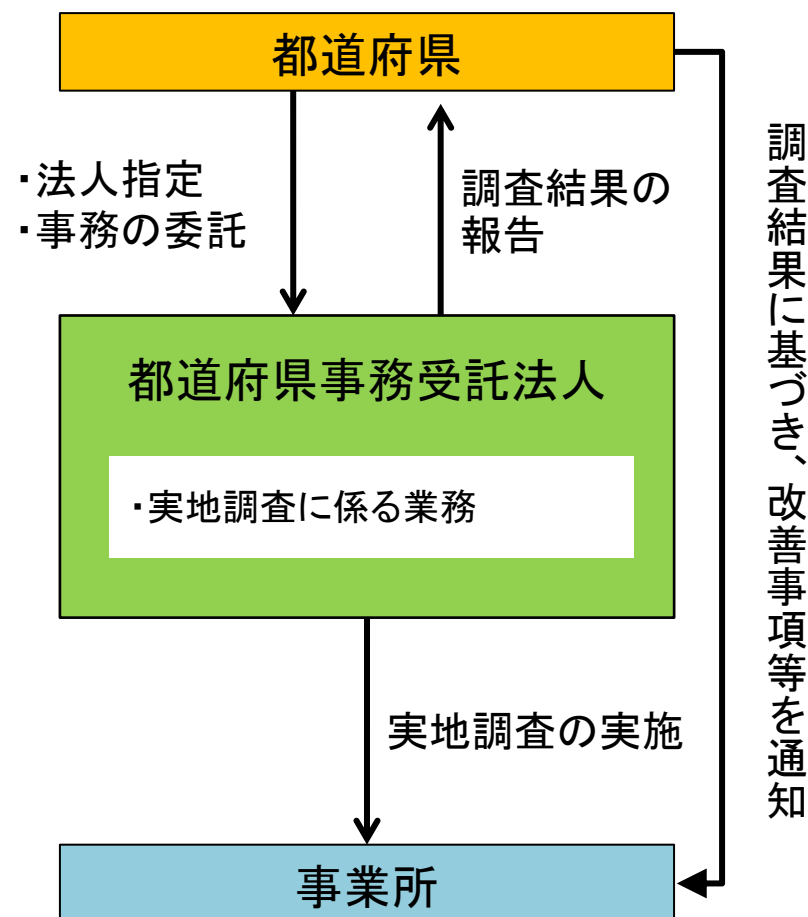
○ 現在、事業所の指定申請、変更等に係る受付事務を法人に委託して実施している例や、事業所の実地調査に係る事務を都道府県事務受託法人に委託して実施している例がある。

○ 市町村においてもこれらの事務委託を活用することで、権限移譲に係る事務負担の軽減が可能。

指定申請等の受付事務の委託例



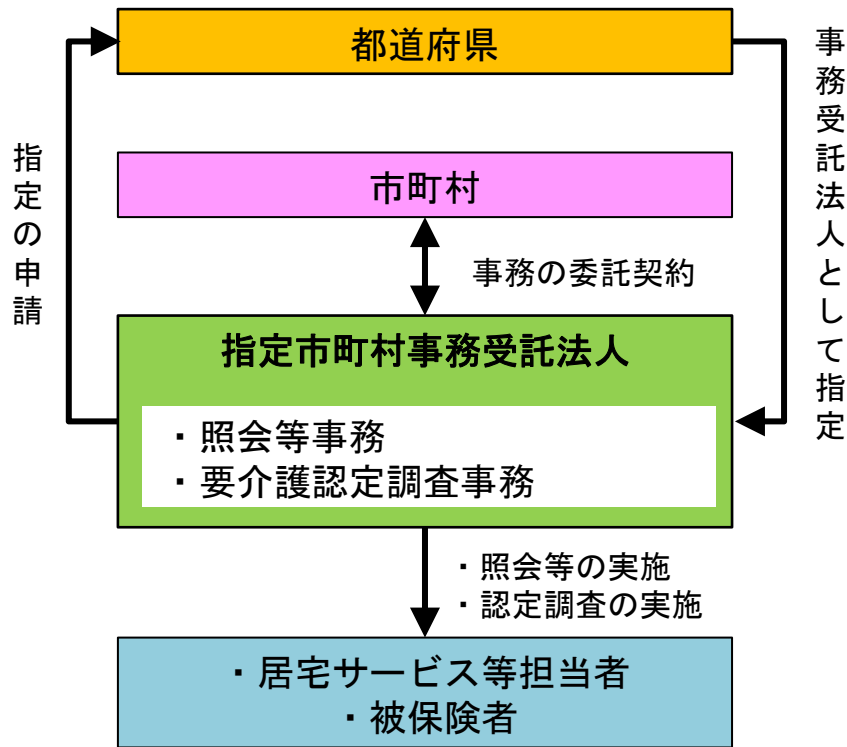
実地調査の委託例



(参考) 事務受託法人について

- 指定市町村事務受託法人とは、市町村から委託を受けて市町村事務の一部を実施する法人として、都道府県が指定した法人であり、「居宅サービス等担当者に対する保険給付に関する照会等事務」、「要介護認定調査事務」を受託することができる。
- 指定都道府県事務受託法人とは、都道府県から委託を受けて都道府県事務の一部を実施する法人として、都道府県が指定した法人であり、「介護給付等に関する質問等事務」を受託することができる。

【市町村事務受託法人について】



【都道府県事務受託法人について】

